

労働者協同組合 チャイルドセンター彩葉 定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本組合は、組合員の意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合として、心身に障害のある子どもの育ちを支え、引きこもりの方や高齢者など社会的に弱い立場にある方々の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず地域社会において個々の尊厳を保持しつつ自分らしい心豊かな暮らしが営めることができる持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本組合は、労働者協同組合 チャイルドセンター彩葉と称する。

(事業を行う都道府県の区域)

第 3 条 本組合は、福井県を事業区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、主たる事務所を福井県鯖江市に置く。

2 本組合は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(規約等)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の定めにかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により組合員に通知する。

第 2 章 事業

(事業)

第 6 条 本組合は、第 1 条に規定する目的を実現するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域活動支援センター

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業、特定相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童発達支援事業、共生型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）、児童育成支援拠点事業、児童自立生活援助事業、保育所等訪問支援、児童発達支援センター、子どもの健全育成を図る事業
- (5) 生活困窮者自立支援法に基づく支援事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業
- (6) 不登校や引きこもり等の青少年、就労に困難を抱える方、高齢者等の活躍の場・居場所事業、学習支援事業、体験活動に関する事業、文化・スポーツ活動の推進に関する事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (8) 地域活性化、地域福祉の増進に関する事業
- (9) 食の提供
- (10) イベント、セミナー、講演会、研修の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の派遣
- (11) 社会教育の増進を図る事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組 合 員

(組合員資格)

第 7 条 本組合の組合員となる資格を有する者は、組合の目的に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者その他暴力団準構成員
- (2) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (4) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第 8 条 組合員たる資格を有する者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出することとする。

- 2 本組合は、前項の申込書が提出されたときは、理事会がその諾否を決定する。
- 3 本組合は、前項の定めにより加入を承諾したときは、書面によりその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込をさせることとする。
- 4 加入が認められた者は、引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了したときに、組合員の地位を取得する。
- 5 本組合は、組合員になろうとする者が組合員の地位を取得したときに、組合員名簿に記載し、又は記録することとする。

(労働契約の締結等)

第 9 条 組合は、その行う事業に従事する組合員（次に掲げる組合員を除く。）との間で、労働契約を締結するものとする。

- (1) 組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員
- (2) 監事

2 第 11 条又は第 14 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定による組合員の脱退は、当該組合員と組合との間の労働契約を終了させるものとはならない。

(意見反映)

第 10 条 本組合は、事業を行うに当たり組合員の意見を適切に反映させるために、以下の方策について格別の配慮をしなければならない。

- (1) 組合の方針、事業計画及び収支計画について、組合員の意見表明、合意形成の場を持つこと。
 - (2) 組合の運営について、組合員の意見表明、合意形成の場を持つこと。
- 2 理事は、前項各号の方策について、その実施の状況及びその結果を、毎事業年度の通常総会に報告しなければならない。
 - 3 組合は、要望その他の提言を行い、又はその論議に加わり、それを理事会への要望等とすることに賛同する等の行為をしたことをもって解雇、その他の労働関係上で不利益となる処遇をし、又は組合員としての処遇において差別的な取扱いをしてはならない。

(自由脱退)

第 11 条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記した書面でしなければならない。

(定年を理由とする脱退)

第 12 条 組合員は、別に定める定年に達したときは前条第 1 項の定めにかかわらず、あらかじめ通知を行うことなく定年に達した事業年度の終わりにおいて離職し、脱退する。

2 定年後も引き続いて就労することを希望する者は、組合の承認を得て組合員として再就労することができる。

(除名)

第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当組合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- (4) 組合の内部秩序を甚だしく損なう組合員
- (5) 組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (6) 犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員
- (7) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名は、除名した組合員に対しその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

(法定脱退)

第 14 条 組合員は下記の事由によって脱退する。

- (1) 第 7 条に定められた組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合
- (3) 第 13 条に定められた除名

2 組合員は、前項の定めにもかかわらず、育児・介護を理由として休業した場合、組合員資格を喪失した者とみなされてはならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第 15 条 組合員は、自由脱退又は組合員たる資格の喪失により脱退したときは、その払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 現物出資の場合、前項に言う払込済み出資額とは、別表に記された現物の価格をいう。

3 組合は、組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（脱退した事業年度末における本組合の財産が実行された出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の当該出資額に応じて減額した額）を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しをする。ただし、除名による場合は、その半額を限度とする。

4 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、前項の定めによる払戻しを停止することができる。

5 組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第三項の払戻しを行わないことができる。

(出資口数の減少)

第 16 条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりにおいてその出資口数を減少することができる。

2 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払戻し）の定めを準用する。

第 4 章 出資

(出資一口の金額)

第 17 条 出資 1 口の金額は一万円とする。

2 組合員は、1 口以上を保有しなければならない。

(出資の払込み)

第 18 条 出資は、その全額を一時に払い込むものとする。

(増資)

第 19 条 出資口数の増加又は出資一口の金額の増加による増資は、いずれの場合においても全組合員の同意を必要とし、定款変更決議のみによって組合員に増資又は追出資をさせることはできない。

2 出資一口の金額の増加による増資の場合、前項の定めにもかかわらず、組合員が既に引き受けているその口数に応じた金額を当該の増加させられることになる金額で除して出資一口の金額を増加させるときは当該組合員の同意を必要としない。

(現物出資)

- 第 20 条 現物出資は、労働者協同組合法第二十五条第三項に規定する期日（理事が設立事務の引き渡しを受けた後に遅滞なくさせる第一回の払込みの期日）以後においてもその申し込みを受け付けることができる。
- 2 組合成立の後に、組合員資格のある者が現物出資による加入を申し入れたときは、理事会がその受け入れの条件及びその可否について検討し、第 27 条第 2 項第 1 号の特別決議により総会において決する。
- 3 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。

(改算式による持分の計算)

- 第 21 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
- 2 持分の算定に当たっては、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 5 章 総会

(構成)

- 第 22 条 総会は、本組合のすべての組合員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、組合員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

- 第 23 条 本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後 2 月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

- 第 24 条 本組合の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。
- 2 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集すべきことを決することとする。
- 3 前項の場合、組合員は、招集請求を書面に換えて電磁的方法により提出することができる。
- 4 第 2 項の請求の定めによる請求をした組合員は、同項の請求をした日から 10 日以内に理事が招集の手続をしないときは、労働者協同組合法第六十条の規定により、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。

(総会招集手続)

第 25 条 総会の招集者は、会日の 10 日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法で総会の日時、場所及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。ただし、組合員の全員の同意があるときは、収集の手続を経ることなく開催することができる。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、総会に出席した組合員のうちから、その都度選出する。

(総会の決議事項)

第 27 条 総会の決議は、労働者協同組合法に別段の定めがある場合を除き、総組合員の議決権の過半数を有する組合員が出席し、出席組合員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止
- (2) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- (3) 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡
- (4) 労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退
- (5) 役員選挙又は選任
- (6) 組合員による役員解任請求
- (7) 決算関係書類の承認

2 次の決議は、総組合員の半数以上が出席し、出席組合員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。(特別の決議)

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 労働者協同組合法第九条第三項ただし書の承諾
- (7) 労働者協同組合法第四十五条第五項の規定による責任の免除
- (8) 新設合併設立委員の選任

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第 28 条 組合員は、第 25 条の定めによりあらかじめ通知された事項について、書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使することができる。

2 組合員は、前項の定めによる書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法で行使することができる。

3 組合員は、あらかじめ通知された事項について代理人として議決権及び選挙権を電磁的方法で行う場合に、その代理権を証するについて、書面に代え電磁的方法により行うことができる。

(総会への報告)

第 29 条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施状況及びその結果を総会に報告しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 30 条 理事又は組合員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、組合員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が組合員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、組合員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、労働者協同組合法施行規則第六十九条の定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその会議に出席した組合員のうちから選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

- (1) 総会の開催された日時及び場所又は方法
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 労働者協同組合法第三十八条第三項において準用する会社法の規定（会計参与等の選任等、株主総会への報告義務、監査役の報酬）に係り述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
- (4) 総会に出席した役員の氏名
- (5) 総会の議長の氏名
- (6) 議事録の作成を行った理事の氏名

- 2 創立総会の議事について、労働者協同組合施行規則第四条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し又は記名押印しなければならない。
 - (1) 創立総会が開催された日時及び場所
 - (2) 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名
 - (4) 創立総会の議長の氏名
 - (5) 議事録の作成を行った発起人の氏名
- 3 前二項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事が、これに電子署名をしなければならない。
- 4 本組合は、総会の議事録を、総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置くこととする。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 32 条 本組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 6 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員選挙)

第 33 条 役員は、総会において、役員定数に応ずる員数の氏名を連記する無記名投票により選挙する。

- 2 役員は、組合員でなければならない。ただし、監事は除く。
- 3 代表理事は、理事会において理事の中から互選する。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 監事には、当法人の理事（その親族その他特別の関係がある者を含む。）又はその子法人の理事又は当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(役員任期)

第 34 条 理事及び監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠（定数の増加に伴う補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員の数、その定数を欠くこととなったときは、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出される理事が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

（理事の職務及び権限）

第 35 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本組合を代表し、その業務を執行し、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（監事の職務及び権限）

第 36 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、労働者協同組合法施行規則第九条の定めるところにより、監査報告を作成し、これに署名、又は記名押印することとする。

- 2 監査報告を電磁的記録をもって作成する場合には、監事は、これに電子署名をしなければならない。
- 3 本組合は、監査報告を通常総会の日から 2 週間前の日から主たる事務所に、10 年間備え置くこととする。

（役員解任）

第 37 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 38 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事の報酬等は、総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第 39 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当組合がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当組合とその理事との利益が相反する取引

第 7 章 理事会

(構成)

第 40 条 本組合に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の決議事項)

第 41 条 理事会は、本定款に特別の定めがある場合を除いて、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 本組合の財産の取得及び譲渡並びに業務の執行に関する事項
 - (3) 本組合の財産及び業務の執行のための手続その他本組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
 - (4) 監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 労働者協同組合法第四十四条に定める理事の自己契約等に関する事項の承認
 - (6) 労働者協同組合法第四十八条に定める補償契約の内容の決定
 - (7) 労働者協同組合法第四十九条に定める役員のために締結される保険契約の内容の決定
 - (8) 前各号の他、総会の決議事項とされている事項以外であって理事会が必要と認めた事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

第 42 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事は、前項の定めにもかかわらず理事会の開催目的を代表理事に示し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事は理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 43 条 理事会の招集は、理事会の会日の 1 週間前までに、その日時、場所及び理事会の目的たる事項を示して各理事及び監事に対してその通知を行うことによってしなければならない。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 前項の通知は、電磁的方法によっても行うことができる。

3 理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開くことができる。

(理事会の議決方法)

第 44 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 本組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案について監事が異議を述べたときを除いて、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会決議による責任の一部免除)

第 45 条 役員は、以下のすべての要件を満たした場合に、労働者協同組合法第四十五条五項により一部免除ができるとされている額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

- (1) 役員の任務懈怠の責任であること
- (2) 役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないこと
- (3) 責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときであること

(理事会の議事録)

第 46 条 理事会の議事については、労働者協同組合法施行規則第十一条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印することとする。

- (1) 理事会の開催された日時及び場所又は方法
- (2) 代表理事以外の招集に係る場合は、その招集の旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

- (5) 労働者協同組合法第三十八条第三項において準用する会社法の規定（取締役への報告義務）、法第四十四条において準用する会社法の規定（取締役会への出席義務等）、法第四十四条第三項（自己契約をした理事による理事会への報告）及び法第四十八条第四項（補償契約の当事者である理事による理事会への報告義務）の規定に係り述べられた意見又は発言の内容の概要
 - (6) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - (7) 理事会の議長の氏名
 - (8) 労働者協同組合法第四十条第四項（みなし議決）の規定により理事会の決議があったものとみなされる場合、その事項、その事項を提案した理事の氏名、決議があったとみなされる日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 労働者協同組合法第四十条第五項（理事又は監事が理事及び監事の全員に対し報告すべき事項を通知した場合、理事会に当該事項を報告することを要しない旨の規定）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合、報告を要しないとされた事項、その報告を要しないとされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。
- 3 議事録を、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置くこととする。

第 8 章 資産及び会計

（事業年度）

第 47 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 48 条 本組合の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 代表理事は、前項の書類について、理事会承認後最初に招集される総会に報告するとともに、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 49 条 当法人の事業報告及び計算書類については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、組合員及び総会に提出、又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 財産目録

2 前項の規定により提出された、又は提供された第 1 号の書類は、総会に報告しなければならない。

3 第 1 項の規定により提出された、又は提供された第 1 号以外の書類は、総会の承認を受けなければならない。

4 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 10 年間備え置くとともに、定款及び組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第 50 条 剰余金は、準備金、資本準備金、就労創出等積立金、教育繰越金としてこれを処分することとし、なお、残余がある場合であっても、組合員に配当を行わないものとする。

(準備金)

第 51 条 本組合は、出資総額の二分の一に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これを補填した後の金額）の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の定めによる準備金は、損失の補填に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

(資本剰余金)

第 52 条 本組合は、減資差益及び合併差益を資本剰余金として計上することとする。

(就労創出等積立金)

第 53 条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大により就労機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。

(教育繰越金)

第 54 条 本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用 に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(損失の補填)

第 55 条 本組合は、損失が生じたときは、繰越剰余金、第 51 条の規定により積み立てた準備金、第 52 条の規定により積み立てた資本剰余金の順に取り崩してその補填に充てるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 57 条 本組合は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 組合の合併
 - (3) 組合についての破産手続開始の決定
 - (4) 定款で定める存続期間の満了
 - (5) 行政庁の解散命令
 - (6) 組合員が 3 人未満となり、そのなった日から引き続き 6 月間その組合員数が 3 人以上とならなかった場合において、その 6 月を経過した時
- 2 本組合は、前項の第 1 号、第 4 号又は第 6 号の事由により解散するときは、理事のうちより清算人を選任する。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本組合は、債権・債務清算後の残余財産は、組合員に払込済出資額を限度としてその持分の全部又は一部を払い戻すこととする。

- 2 本組合は、この払戻しの後になお残余財産があるときは、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、国若しくは地方公共団体又は特定労働者協同組合のいずれかに帰属させるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 59 条 本組合は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 60 条 本組合は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 61 条 当組合の公告は、本組合の主たる事務所の店頭にて、掲示により行う。

第 12 章 附則

(最初の事業年度)

第 62 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(賛助会員)

第 63 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。

(設立時の役員任期)

第 64 条 当組合の設立時役員任期は、次のとおりである。

設立当時の役員任期は第 34 条の定めにかかわらず、役員を選任した創立総会の日より最初の通常総会の終結時までとする。

(法令の準拠)

第 65 条 この定款に定めない事項は、すべて労働者協同組合法その他の法令に従う。

(施行期日)

第 66 条 この定款は、この組合成立の日から施行する。